

村岡元長官 無罪

「1億円ヤミ献金」で東京地裁

「元事務局長証言信用できぬ」

日本歯科医師連盟（日歯連）から自民党旧橋本派への一億円ヤミ献金事件で、政治資金規正法違反（不記載）の罪に問われた元官房長官村岡兼造被告（七四）に対する判決が三十日、東京地裁であった。川口政明裁判長は「検察官が立証の根幹に据えた滝川俊行・元同派事務局長の証言は多くの難点があつて信用できない」と述べ、村岡被告に無罪（求刑禁固一年）を言い渡した。

一億円は二〇〇一年七月、橋本龍太郎元首相（六八）と野中広務・元自民党幹事長（八〇）らが派閥への献金として受領。村岡元官房長



東京地裁に入る元官房長官の村岡兼造被告—30日午後1時39分、東京・霞が関で

官は、〇二年三月の派閥幹部会で裏金処理を決めたとして在宅起訴された。裁判では滝川証言の信用性が最大の焦点となつた。

2006年3月30日発行